

平成29年6月5日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成29年6月5日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただき誠にありがとうございます。

ただ今より、平成29年第2回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

議員各位におかれましては、大変ご多用のところと思いますが、今日からの6月定例会に全員の議員の皆様にご出席をいただいて開催させていただきますこと本当に感謝を申し上げます。

また先週の金曜日だったと思いますけども、多度津駅周辺開発整備特別委員会を開催していただきまして、そしていろいろな議員の皆様方からのいろんな提案も出てきておりまして、この駅前の開発整備に関しましては、今私共も地方創生の中で大変重要なところを占めていると思っていますので、議員の皆様方のこれからのいろんな忌憚のないご意見、また色々な様々なところでのご尽力を心からお願いをしてこの6月議会、また色々な議案を提出させていただいております。

どうか慎重審議をよろしくをお願いをいたしまして、開会に際しての挨拶といたします。

どうかよろしくお願いいいたします。

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成29年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番隅岡美子君、8番古川幸義君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長（塩野 拓二）

会期の件でございますが、本日6月5日より6月14日までの10日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より6月14日までの

10日間とし、日程については、6月5日月曜日本日提案説明、6日火曜日から7日水曜日休会、6月8日木曜日から9日金曜日一般質問、6月10日土曜日から11日日曜日休会、6月12日月曜日総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、6月13日火曜日休会、6月14日水曜日議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より6月14日までの10日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に配付いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告を致します。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況、町長より、平成28年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成28年度多度津町特別会計公共下水道繰越明許費繰越計算書、平成28年度多度津町土地開発公社決算等状況、並びに平成28年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況の報告を受けております。

報告は印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

最初に、5月24日に開催されました多度津駅周辺開発整備特別委員会の、委員長報告を求めます。

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長、塩野拓二君

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長(塩野 拓二)

おはようございます。

平成29年5月24日に開催した多度津駅周辺開発整備特別委員会の結果を次のとおり報告したいと思います。

審議事項。

1. 多度津駅周辺開発整備についての提言案及び議員提出議案の提出について。

審議結果。

1. 多度津駅周辺開発整備についての提言案及び多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定について副委員長より説明があり、これに対して委員、傍聴議員より。

一つ、多度津駅周辺開発整備の町長の構想案の部分は町が示したものか。

特別委員会の考えをまとめたものか。

一つ、町長が構想案を議会で示していなければ、町長の構想案とは言えないのではないか。

一つ、勉強会の意見のうち、「平成32年までの時限立法である緊急防災減災事業による

庁舎移転整備を先に行い、その後、商業施設を考える」とあるが、町長が商業施設と行政の複合施設を整備するとの考えをここまで表現した経過があったのか。

町長は町議会の中で示していないのでないか。

一つ、特別委員会の意見のうち、「平成32年までの時限立法である緊急防災減災事業による庁舎移転整備を先に行い、その後、町長の考えとは違うが、商業施設等を考える」という部分は議会として省いてもらいたい。

「町長の意見と違う」という部分は除いて議会として提言すべきでないか。

「町長の意見と違う」という部分は書き過ぎでないか。

議会としての意見のとりまとめをするのならば丁寧な文書にしてもらいたい。

一つ、「その後、町長の考えとは違うが商業施設等を考えていく」という部分は、既存の商店街の影響を考えると除いてもらいたい。

一つ、財政状況を考慮して、町の借金が増えないように町に有利な財源の研究をしてもらいたい。

一つ、民間資金・活力を活用した官民連携というのはPFIを指しているのか。

一つ、傍聴議員の参加のない勉強会の意見のとりまとめや町長の正式な意見を聞くことなく会議を進めていくのは、議論にならないのではないか。

一つ、議員提出議案の第5条第2項の多度津駅周辺開発整備等検討会と都市計画審議会・マスタープランとの整合性は保てるのか。

一つ、第5条第2項の検討会の委員のうち、第2号は前の資料では町内建築家とあったが、今回は建築関係有識者となっている。

なぜ、いつ変わったのか。

一つ、第2条の「町は」の部分ですが、(1)の「町の」、(2)の「町と」と「町」が出てくるが、これは、「行政を含めたすべての者」という認識でよいのか。

一つ、今後、地方交付税が減額されていくような状況が取りざたされているなか、第3条第2項にあるように、「町長の責務」で「多度津駅周辺の活性化施策の推進に必要な予算の確保するものとする」は、多度津駅周辺だけ特別に予算をつけるという表現に見えて書き過ぎではないか。

一つ、以前から執行部に指摘しているとおおり、条例を新しく制定する際には、議案の第6条にあるように条例を施行する規則も一緒に提示すべきでないか。

一つ、町の執行部の動きが遅いというのであれば、意見書という形で提出しても適當でないか。

一つ、議員提案の条例制定が全国的には0.17%と少ないが、今回は議員の意思統一ができて効果があると思うので、条例制定に結び付けていきたい。

一つ、今回の議員提出議案の条例は賛同したい。

一つ、特別委員会を設置しているので、その中でしっかりと議論をしていくのがよい。

一つ、本日の議題の多度津駅周辺の活性化に関する条例案については、採決は見送っ

て、字句の訂正や一部修正を加えながら、皆さんのご意見を聞いて反映していきたい。
その他多くの意見、要望があり、それに対して委員長及び副委員長より。

一つ、5月17日の勉強会での特別委員会の委員の意見を取りまとめたものである。
構想案については町長からヒアリングしたもので、町長が議会で示したことはありません。

一つ、「町長の考えとは違うが」の部分を削除して、「庁舎等の行政施設の移転整備を先に行い、その後、商業施設等を考えていく」とします。

一つ、「その後、商業施設等を考えていく」という部分は削除するよう考えたい。

一つ、P F Iについては、委員会として回答を持ち合わせていませんが、提案があれば議論していく。

一つ、都市計画審議会・マスタープランとの整合性については、回答を持ち合わせていませんが、意見としてお聞きします。

一つ、勉強会の中で、「町内建築家」という表現では、今後、入札等で不都合な部分が出るという意見があったので、今回は「建築関係有識者」という表現に変更した。

一つ、混同する恐れがあるので字句の変更を考えたい。

一つ、皆さんのご意見を聞きながら早急に進めたいが、段階を経て皆さんの同意を得た提言案にしたいので、町長の構想案の部分でも意見として議会に提言されたものを含めて委員会や傍聴議員で議論していきたい。

今回の多度津駅周辺開発整備についての提言案は、採決を見送ります。

以上のような答弁があり、審議の結果、多度津駅周辺開発整備についての提言案及び多度津駅周辺の活性化に関する条例案については、採決は見送り、次回の特別委員会で継続審議することにした。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

5月24日に行われました多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

た。

次に、6月2日に開催されました多度津駅周辺開発整備特別委員会の、委員長報告を求めます。

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長、塩野拓二君

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長（塩野 拓二）

失礼いたします。

平成29年6月2日に開催した多度津駅周辺開発整備特別委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

1. 議員提出議案条例の提出について

審議結果。

1. 議員提出議案条例の提出について、前回5月24日に開催の委員会での条文等の内容についての指摘、提案の意見を反映した修正案を提示し、特別委員会以外の全議員の賛同を得ようとしたが、修正案の再修正を求める意見と執行部の意見を求める要望がでた。休憩をはさんで再度再開して、執行部の意見も求めて協議し、委員以外の議員の賛同も得て議会へ上程するため、議会の議員提出議案条例の提出者についてと変更して全員協議会へ諮ることで、委員会として了承した。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

6月2日の委員長報告をいただきました。

委員長報告には、質問の内容、或いは答弁の内容等が記載をされておりませんが、今後は委員長報告はこういうような形で報告をなさるのでしょうか。

質問いたします。

議長（志村 忠昭）

委員長、ここに来て報告してあげてください。

今の答弁できますか。

それではちょっと休憩します。

休憩 9時19分

再開 9時25分

議長（志村 忠昭）

ただ今の委員長報告に対する村岡議員の質疑ですが、委員長のほうで案がまとまりま

したので、委員長より報告をさせます。

塩野議員。

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長（塩野 拓二）

失礼します。

村岡議員の質問に対してですけども、6月2日に開催した委員会の部分ですが少し簡略化しているところがありますが、今回はこれでご了承いただくようお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

6月2日に行われました多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略致します。

日程第4、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、及び、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の3議案は、関連のあることから、一括して提案説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

この度の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税

法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が、平成29年3月30日に可決成立し、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税関係条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で、別紙のとおり、それぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

それでは、まず、議案第1号「多度津町税条例の一部改正」の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の改正に伴い、本町の税条例の所要の改正を行うものでございます。

1つ目は、個人住民税関係でございます。

特定配当等のうち、特定上場株式等の配当等及び株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式について、町長が課税方式を決定できることを明確化するものなどがございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

2つ目は、固定資産税関係でございます。

保育事業の一部に「わがまち特例」を導入するなど、固定資産税の特例措置等の見直しに関するものなどがございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

3つ目は、軽自動車税関係でございます。

グリーン化特例（軽課）について、適用期限を2年延長するものでございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、17ページからご覧下さい。

第33条は「所得割の課税標準」に関する規定で、第4項は、特定配当等に係る所得についてでございますが、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、町民税の納税通知書が送達される時までに、個人住民税の申告書が提出された場合には、記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

18ページ上段をご覧下さい。

第6項は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得についてでございますが、第4項と同じく所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、町民税の納税通知書が送達される

時まで、個人住民税の申告書が提出された場合には、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

施行日は、いずれも平成29年4月1日であります。

19ページ上段をご覧ください。

第34条の9は「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」に関する規定で、第33条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

19ページ下段から23ページをご覧ください。

第48条は「法人の町民税の申告納付」に関する規定、23ページ中段から25ページをご覧ください。

第50条は「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」に関する規定で、いずれも、法人の住民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

施行日は、いずれも平成29年4月1日であります。

25ページ中段から26ページ中段をご覧ください。

第52条は「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」に関する規定で、第2項に、法人の住民税の納期限が規定により、延長された場合の延滞金額の算出方法を定めるものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

26ページ中段をご覧ください。

第61条は「固定資産税の課税標準」に関する規定で、震災等により滅失等した償却資産に変わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例に係る規定の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

26ページ下段から27ページ上段をご覧ください。

第61条の2は「法第349条の3第28項等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」の対象として、第1項に「家庭的保育事業」、第2項に「居宅訪問型保育事業」、第3項に、利用定員5人以下の「事業所内保育事業」の用に供する家屋及び償却資産に対して、特例割合を2分の1に定める規定で、法律改正に併せて新設されたものでございます。

施行日は、平成29年4月1日ではありますが、課税の適用は平成30年度からになります。

27ページ中段をご覧ください。

第63条の2は「施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出」に関する規定で、高さが60mを超える居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

27ページ下段から30ページ上段をご覧ください。

第63条の3は「法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出」に関する規定で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

30ページ中段から31ページをご覧ください。

第74条の2は「被災住宅用地の申告」に関する規定で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、特例を適用するための規定の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

31ページ下段から32ページをご覧ください。

附則第5条は「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」に関する規定で、法律改正にあわせて、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に変更する規定の整備でございます。

施行日は、平成31年1月1日であります。

32ページ中段をご覧ください。

附則第8条は「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、適用期限を3年間延長するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

33ページ上段をご覧ください。

附則第10条は「読替規定」に関する規定で、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

33ページ中段から34ページをご覧ください。

附則第10条の2は「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」対象資産として、第15項に企業主導型保育事業に係る固定資産を加え、特例割合を2分の1に、第16項に住民公開緑地の用に供する土地を加え、特例割合を3分の2と定めたこと。

また旧第14項のノンフロン製品に係る特例措置が廃止されたことなど、これらの所要の措置に伴う項ずれ等の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日ありますが、第16項に係る部分に限り、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日であります。

35ページ上段から40ページ上段をご覧ください。

附則第10条の3は「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、耐震改修又は省エネ改修が行われた認定長期優良

住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定で、法律改正に併せて新設及び改正されたものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

40ページ上段から41ページをご覧ください。

附則第16条は「軽自動車税の税率の特例」に関する規定で、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期間を2年間延長する条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

42ページ上段から43ページをご覧ください。

附則第16条の2は「軽自動車税の賦課徴収の特例」に関する規定で、軽自動車税の賦課徴収の特例について、法規定の新設に併せて新設されたものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

43ページ上段から44ページをご覧ください。

附則第16条の3は「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、租税特別措置法に規定する、特定上場株式等の配当等に係る所得について、でございますが、第33条第4項に規定する申告書が提出された場合には、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

44ページ中段から45ページをご覧ください。

附則第17条の2は「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

45ページ下段から46ページをご覧ください。

附則第20条の2は「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定。

47ページ上段から49ページをご覧ください。

附則第20条の3は「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定で、いずれも、特例適用配当等に係る所得および、条約適用配当等に係る所得について、提出された町民税の申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

12ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、12ページ中段から、第1条として「施行期日」、第2条として「町民税に関する経過措置」、13ページ上段をご覧ください。

第3条として「固定資産税に関する経過措置」。

14ページ上段をご覧ください。

第4条として「軽自動車税に関する経過措置」をそれぞれ定めるものでございます。

14ページ下段から16ページ上段をご覧ください。

第5条は「多度津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正」で、平成26年多度津町条例第8号の「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するものでございます。

すみません、また50ページから52ページをご覧ください。

附則第5条関係の新旧対照表でございますが、附則第16条の改正に伴う、所要の規定の整備でございます。

施行日は、平成31年10月1日であります。

16ページにお戻りください。

第6条は、平成28年多度津町条例第14号の「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するものでございます。

53ページから55ページをご覧ください。

附則第6条関係の新旧対照表でございますが、第1条の2で、附則第16条の2を削る改正を行い、第2条で、附則第16条の改正に伴う、所要の規定の整備を行うものでございます。

施行日は、公布の日であります。

続きまして、議案第2号、「多度津町都市計画税条例の一部改正」の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の改正に伴い、本町の都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

5ページ上段をご覧ください。

附則第3項は「法附則第15条第39項の条例で定める割合」に関する規定、附則第4項は「法附則第15条第44項の条例で定める割合」に関する規定、附則第5項は「法附則第15条第45項の条例で定める割合」に関する規定で、いずれも、地方税法の改正に伴い、新たにわがまち特例の割合を定める規定でございます。

施行日は、附則第3項及び附則第4項が、平成29年4月1日で、附則第5項が、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日であります。

5ページ下段から7ページをご覧ください。

附則第6項から附則第10項までは「宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定で、地方税法附則第25条の改正による、適用条文の項ズレ等条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

7ページ下段から8ページをご覧ください。

附則第11項から附則第13項までは、「農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定で、地方税法附則第26条の改正による、適用条文の項ズレ等条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

4ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として、「施行期日」を、第2項及び第3項として、「経過措置」をそれぞれ規定するものでございます。

続きまして、議案第3号、「多度津町国民健康保険税条例の一部改正」の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の改正に伴い、本町の国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

4ページをご覧ください。

第21条は「国民健康保険税の減額」に関する規定で、第2号にて、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の26万5,000円から27万円に、第3号にて、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の48万円から49万円に、それぞれ基準額を見直す改正でございます。

3ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2項として、改正後の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によると規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、及び、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第4号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

おはようございます。

議案第4号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額81億9,000万円に、歳入歳出それぞれ3億5,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,520万円とするものです。

第2条は、地方債の補正で、それぞれの限度額の補正でありまして、4ページをお開き下さい。

公営住宅建設事業を1,200万円に、消防施設整備事業を7,410万円に、教育施設整備事業を2,760万円に、保健体育施設整備事業を9,190万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、教育費、総務費、土木費などでございます。

歳入における増額補正の主なものは、財産収入などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明申し上げます。

20ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費は9,010万3,000円の増額補正により、12億741万7,000円に改めるものです。

項1. 総務管理費の、目1. 一般管理費は、263万円の増額。

目5. 財産管理費は8,678万5,000円の増額、目6. 企画費は62万8,000円の増額、目14. 庁舎建設費は6万円の増額でございます。

22ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は、項1. 保健衛生費、目5. 環境保全費27万円の増額補正により、6億7,608万2,000円に改めるものでございます。

24ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、1,211万8,000円の増額補正により、3億8万7,000円に改めるものでございます。

項1. 農業費の、目1. 農業委員会費は277万2,000円の増額、目3. 農業振興費は934万6,000円の増額でございます。

26ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、項1. 商工費、目3. 観光費150万円の増額補正により、8,517万9,000円に改めるものでございます。

28ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、項1. 土木管理費を、7,800万円を増額補正し、9億4,471万8,000円に改めるものでございます。

項5. 住宅費は、財源内訳の変更でございます。

30ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、項1. 消防費、目4. 防災費を1,644万円増額補正し、4億2,651万3,000円に改めるものでございます。

32ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、1億5,676万9,000円の増額補正により、10億2,959万1,000円に改めるものでございます。

項1. 教育総務費の、目2. 事務局費は196万4,000円の増額。

項2. 小学校費の、目3. 学校建設費は1,326万円の増額。

項3. 中学校費の、目1. 学校管理費は14万3,000円の増額。

項5. 社会教育費の、目1. 社会教育総務費は886万4,000円の増額。

項6. 保健体育費の、目3. 体育施設費は1億3,253万8,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は887万6,000円の増額補正により、6億3,806万9,000円に改めるものでございます。

項2. 県補助金の、目3. 衛生費県費補助金は20万円の増額。

目4. 農林水産業費県費補助金は842万6,000円の増額。

項3. 県委託金の、目6. 教育費県委託金25万円の増額でございます。

12ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は2億4,480万1,000円の増額補正により、2億5,765万2,000円に改めるものでございます。

14ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は4,130万1,000円の減額補正により、2億7,587万7,000円に改めるものでございます。

16ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は6,782万4,000円の増額補正により、2億3,038万円に改めるものでございます。

18ページをお開き下さい。

款15. 町債は7,500万円の増額補正により、9億2,520万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額81億9,000万円を、85億4,520万円に改めようとするものでございます。

以上、議案第4号、平成29年度多度津町一般会計補正予算（第1号）についてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第5号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

それでは議案第5号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額10億2,580万円に、歳入歳出それぞれ7,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11億380万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、下水道費の増額補正でございます。

一方、歳入は、繰入金の増額補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款2. 下水道費を7,800万円増額補正し、2億2,653万5,000円に改めるものでございます。

これは、企業立地に伴い、多度津山に下水道管の布設を行う必要が生じたことによる委託料及び工事請負費の増額補正によるものでございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。

下8ページをお開き下さい。

款5. 繰入金を7,800万円増額補正し、3億2,960万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額10億2,580万円に、7,800万円を増額し、11億380万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第5号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第6号、工事請負契約の締結について（平成29年度多度津町内小学校空調設備工事）、議案第7号、工事請負契約の締結について（平成29年度白方小学校渡り

廊下・外構整備工事)、議案第8号、物品購入契約の締結についてを、提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長(矢野 修司)

失礼いたします。

それでは、議案第6号及び議案第7号並びに議案第8号については、一括提案をさせていただきます。

まず議案第6号、工事請負契約の締結についての提案説明をさせていただきます。

件名につきましては、平成29年度多度津町内小学校空調設備工事でございます。

工事場所は、多度津町内4小学校で、契約の方法につきましては、5社による制限付一般競争入札でございます。

契約金額は1億5,098万4,000円で、その内消費税額は1,118万4,000円でございます。

参考までに、請負比率は72.81%でございました。

工事請負人は、丸亀市田村町1616番地1、株式会社四電工中讃西営業所、所長石川治でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページから6ページに工事請負契約書、契約保証金にかわる保証書及び入札金額内訳書の写し、並びに位置図を添付いたしております。

工事の概要といたしましては、空調設備の整備ができていなかった町内4小学校、このうち白方小学校については改築の対象となっていなかった特別教室棟の部分についてでございますが、児童らの学習環境の改善に向けてこれら4小学校における空調設備を新たに整備しようとするものでございます。

なお、工期につきましては、平成30年2月28日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本工事請負契約に関する契約を締結することについて、議会の議決をもとめるものでございます。

続きまして、議案第7号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

件名につきましては、平成29年度白方小学校渡り廊下・外構整備工事でございます。

工事場所は、白方小学校で、契約の方法につきましては、4社による制限付一般競争入札でございます。

契約金額は9,720万円で、その内消費税額は720万円でございます。

参考までに、請負比率は、96.77%でございました。

工事請負人は、多度津町大字東白方140番地、株式会社中茂工務店、代表取締役中茂量夫でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページから5ページに工事請負契約書、契約保証金にかわる保証書及び入札金額内訳書の写し、並びに位置図を添付いたしております。

工事の概要といたしましては、平成28年度に改築を竣工しました校舎と既存校舎をつなぐ渡り廊下及び旧校舎の除却に伴う外構整備工事一式でございます。

なお、工期につきましては、平成30年2月28日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本工事請負契約に関する契約を締結することについて、議会の議決をもとめるものでございます。

続きまして、議案第8号、物品購入契約の締結についての、提案説明をさせていただきます。

物品名につきましては、消防ポンプ自動車（CD-I型一部シャッター付）でございます。

納入場所は、多度津町消防本部で、契約の方法につきましては、4社による指名競争入札でございます。

契約金額は2,328万4,800円で、その内消費税額は172万4,800円でございます。

参考までに、請負比率は、91.74%でございました。

納入業者は、高松市伏石町1340番地3、株式会社岩本商会高松支店、支店長別所拓也でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページに契約書及び付帯条件を、また3ページから14ページに仕様書の抜粋を添付いたしております。

物品の概要といたしましては、長年の使用に伴い老朽化した消防ポンプ自動車（CD-I型一部シャッター付）を更新しようとするものでございます。

なお、納期につきましては、平成30年1月31日までとしております。

以上の内容のものを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本工事請負契約に関する契約を締結することについて、議会の議決をもとめるものでございます。

以上、議案第6号、工事請負契約の締結について、及び議案第7号、同じく工事請負契約の締結について、並びに議案第8号、物品購入契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第9号、町有財産の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

議案第9号、町有財産の処分についての、提案説明を申し上げます。

処分の対象となる財産及び数量については、大字東白方字奥谷22番7、同じく字向山

38番19及び桃山227番1並びに大字青木字転石951番7の一部の雑種地45,536.13㎡でございます。

売却予定価格は3億4,971万7,478円でございます。

売却の相手方は、福岡県北九州市門司区新門司北一丁目3番9、クラウン・フーズ株式会社、代表取締役米澤隆でございます。

また、参考資料といたしまして、2ページに処分対象となる土地の図面を添付いたしております。

処分の概要といたしましては、現在サッカー場として活用しております当該町有地を企業誘致のために売却しようとするものでございます。

以上の内容のものを、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をもとめるものでございます。

以上、議案第9号、町有財産の処分について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第10号、多度津町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第10号、多度津町農業委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農業委員会委員の選出方法がこれまでの公職選挙法に基づくものから、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

このことに伴い、「農業委員会等に関する法律第9条」及び「多度津町農業委員会委員の任命に関する規則」に基づき、委員候補者の募集を行った結果、定数14名に対して同数の応募がありました。

また、委員の任命過程の公正性及び透明性を確保するため、「多度津町農業委員等候補者選考委員会設置要綱」に基づく審議がなされ、14名の候補者は、人格、見識ともに優れ、かつ農業行政に理解があり、委員に最適任であると考えております。

なお、任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間であります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りをいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定をいたしました。

日程第10、議案第11号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

議案第11号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

多度津町教育委員会委員として、塩田明雄氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めます。

塩田明雄氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであります。

同氏は、昭和45年から永年にわたり高等学校教諭として奉職され、平成25年3月、尽誠学園高等学校校長を最後に退職されるなど、一貫して教育現場で、各種の教育問題に精力的に取り組んでこられました。

その間に築かれた地域の方たちとの信頼関係は厚く、また、教育行政に多大な貢献をされておりますので、教育委員として最適任であると考えております。

なお、先の教育委員会制度改革において、平成27年4月以降、4年を経過するまでの間に任命する委員の任期については、委員の任期満了期日が特定の年に偏ることのないよう、首長が定めることとする特例が設けられており、この特例により、塩田氏の任期につきましては、平成29年6月23日から平成30年6月30日までの1年とするものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定をいたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定をいたしました。

日程第11、議案第12号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第12号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

多度津町教育委員会委員として、田中公敏氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

田中公敏氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりであります。

同氏は、24年の長きにわたり多度津町議会議員としてご活躍され、教育行政にも経験豊富な方であり、地域の方たちとの信頼も厚く教育委員として最適任であると考えております。

なお、教育委員会制度改革の特例により、田中氏の任期につきましては、平成29年6月23日から平成31年6月30日までの2年とするものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第12、議案第13号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第13号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

多度津町教育委員会委員として、富田哲弥氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

富田哲弥氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、高潔な人格とともに、その豊富な経験と奉仕の精神を持って永年にわたり青少年育成活動を支え、その間に築かれた地域の方々との信頼関係は厚く、多大な貢献をされておられ、教育委員として最適任であると考えております。

なお、教育委員会制度改革の特例により、富田氏の任期につきましては、平成29年6月23日から平成32年6月30日までの3年とするものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第13、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております吉田なおみ氏の任期が、平成29年12月31日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き同氏を高松法務局長に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

同氏は、大字西白方428番地1にお住まいであり、昭和25年1月7日生まれ、67歳でございます。

昭和44年から平成22年まで、長年にわたり多度津町役場に奉職され、幅広い行政経験をお持ちであります。

また、退職後は、語学やスポーツ活動に積極的に参加され、さらに知見を広げておられます。

幅広い知見と公正公平な均衡感覚をお持ちで、温厚で親しみやすい人柄である同氏が最適であると存じ、推薦するものでございます。

なお、任期は平成30年1月1日から平成33年12月31日までの3年間です。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより諮問第1号についてを採決致します。

本案は原案通りに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案に同意することに決定いたしました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がなされました議案で、議案第1号から議案第9号を総務教育常任委員会に、会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、9議案を会期中の総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

どうもありがとうございました。

散会 午前10時28分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 29 年 6 月 5 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記